

沖縄市農業委員会告示第13号

農地法第3条第2項第5号の規定により、沖縄市農業委員会が定めた下限面積の別段面積（沖縄市農業委員会告示第1号（令和4年4月1日））は廃止する。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月1日

沖縄市農業委員会
会長 池宮城 盛基

